

笹原小学校

令和元年度通学路合同点検実施結果 箇所図

通学路合同点検実施日時：令和元年9月18日（水） 午前10時～



実施済 実施予定 検討中 ×実施不可 (令和2年3月31日時点)

笹原小学校 点検日：9月18日（水） 午前10時～

点検No	点検箇所	点検理由	対策方針			
			検討先	対策案	検討状況	検討状況等
						実施時期/実施不可理由/備考等
桜丘4-24 周辺道路		環状八号線からの抜け道として通る車が多い。スクールゾーンを示す標示はあるが、薄くなっているところもあり、注意喚起の方策を考えたい。「すみれば自然庭園」の擁壁が崩れそうで危険ではないか。	世田谷土木管理事務所	スクールゾーン標示の塗り直しを検討する。	実施済	
			世田谷公園管理事務所	擁壁の状態を確認し、問題があれば対応を検討する。	実施済	平成30年度に擁壁の点検調査を行い、結果、擁壁の耐久性に問題がないことを確認している。また、令和元年度には擁壁の軽微な割れ等に対し補修を行っている。
桜丘4-10 周辺道路		T字路が連続しており見通しが悪い。通勤・通学の自転車が坂道を下ってくる際、スピードが速く危険である。減速を促すような路面標示ができないか。カーブミラーはあるが死角もあり増設も検討してほしい。	世田谷土木管理事務所	路面への注意喚起標示等を検討する。	実施不可	自転車に対する路面標示（注意喚起）は行っていないため。
				注意喚起標示幕の設置を検討する。	検討中	令和2年度以降実施を検討。
				カーブミラーの設置を検討する。	実施不可	自転車に対するカーブミラーの設置は行っていないため。
桜丘5-19 学校東門前の歩道橋		老朽化により、削れや穴があり、雨天時に水が溜まって滑りやすくなっている。滑り止めの金属部分も変形しており補修が必要である。学校と反対側の下り口は道幅が狭く、自転車や歩行者と接触の危険がある。カーブミラーなどを設置できないか。	世田谷土木管理事務所	歩道橋の補修を検討する。	検討中	令和2年度以降実施を検討（修繕を予定中だが時期は未定）。
				注意喚起標示看板の設置等を検討する。	検討中	令和2年度実施を検討。
桜丘5-28 東側道路（桜丘5丁目公園）		道幅が狭く、通勤・通学の際にスピードを出して通行する自転車が多数。カーブミラーが樹木に遮られて見にくくなっている。	世田谷公園管理事務所	樹木の剪定を検討する。	実施済	
			世田谷公園管理事務所	植樹帯のセットバックについて検討する。	検討中	
			世田谷土木管理事務所	公園前の電柱に設置している注意喚起標示幕の取替えを検討する（2枚）。	実施済	
桜丘5-22 信号付近		城山通りを横断する際の信号はあるが、線路に沿って設置されている横断歩道を渡るところに信号がない。児童が城山通りを渡ったあと、その横断歩道を渡るための歩行者用信号の設置を望む。城山通り横断後、そのまま高架下をくぐって千歳通り方面に行く児童は、ガードレールの無い左側を歩くことになり危険である。ガードレールの設置ができないか。	世田谷警察署	信号機の設置を検討する。	実施不可	交通量が少なく、横断するタイミングが多くある。また、一時停止規制がかかっており、そのような場所には設置できない。
			世田谷土木管理事務所	ガードレールの設置を検討する。	実施不可	道幅が狭いため、ガードレールの設置は不可。
			学校・PTA	注意喚起標示幕の設置を検討する（桜丘5-40西側道路付近）。	実施済	
世田谷土木管理事務所	ガードレールが設置されている歩道を通るよう児童へ指導する。	実施済				
桜丘5-41 笠森公園付近歩道橋		歩道と歩道橋の接している部分の道幅が狭いが、そこに自転車がスピードを出して走り抜けることもあり危険である。人や自転車を確認しようと顔を出して覗くとぶつかりそうになる。カーブミラーや、歩行者注意などの看板、自転車の減速を促す路面標識などができないか。	東京都第二建設事務所	カーブミラーや注意喚起標示看板の設置、歩道のカラー舗装等を検討する。	実施済	ポストコーン（一部は注意喚起文が付されたもの）を設置。

点検No	点検箇所	点検理由	対策方針			
			検討先	対策案	検討状況	検討状況等
						実施時期/実施不可理由/備考等
桜丘5 - 19 学校南側道路		樹木が邪魔で交通標識が見えない。 電柱に児童の頭くらいの高さにボックス（用途不明）が設置されており危険である。	世田谷警察署	当該ボックスには、学校南門前の交通標識に関する非常用の可変装置が格納されている。ボックスをより高い位置へ移設可能か確認する。	実施不可	配線等を延長できないため実施不可。信号機等のボックスもほぼ同じ高さに設置されている。
			世田谷土木管理事務所	樹木を剪定する。	実施済	
桜丘5 - 4 南側道路		通学路ではないが、新しく道路ができたため、路面標示などが何も無い。新しく通学路として検討できないか。	学校健康推進課	私道の可能性があるため、道路管理の担当課に確認を行う。	実施不可	道路管理課道路認定担当に確認した結果、当該道路は私道であることが判明した。
			学校・PTA	既存の通学路を使用するよう児童へ指導する。	実施済	
桜丘5 - 8 南側道路		停止線と外側線が薄くなっている。	世田谷警察署	停止線の塗り直しを検討する。	実施予定	令和2年度実施予定。
			世田谷土木管理事務所	外側線の塗り直しを検討する。	実施予定	令和2年度以降に実施予定。